

福井工大高木助教授の職場復帰による早期解決を要請する

学校法人金井学園福井工業大学は、1972年5月学友会の会則改正問題を審議した教授会で、高木助教授が学園理事長の意に沿わない発言をしたとして、同氏に謝罪を要求したのをはじめとして、学外研究会への出席禁止、給与一時金の減額、講義担当解任、秘書室勤務、学園史編纂業務への専念、図書館整備係への配転、研究室の取り上げ、懲戒減給処分など次々と研究者としての権利を侵害する措置を重ねたうえ、81年4月には、同氏の助教授の地位を奪い、事務職に格付けた。これを不当として裁判に訴えた高木助教授に対し、翌日学園側は懲戒解雇の措置でこれにこたえた。

日本科学者会議は、1982年5月の本会第17回定期大会において、高木助教授を支援する決議を採択した。運動が広がる中で83年5月、日本学術会議は「見解」を示し、学園当局の一連の措置が不当であることを、学問・思想の自由と法原理の観点から精細かつ明快に論証した。

学園側の引きのばしによって裁判は長期化したが、87年3月福井地裁は高木助教授の主張をほぼ全面的に認める判決を下した。しかし、学園側の控訴によって、名古屋高裁での裁判がさらに1年続き、88年4月裁判官の勧告により「和解」が成立した。これにより一審判決が事実上確定し、所定の給与と不法行為による慰謝料が支払われた。高木助教授の希望する完全な職場復帰については、すぐには実現しなかったものの、講義担当と研究室供与について学園側が努力するという条項が明記され、かつその実現に至るまでの間、福井大学もしくは相応の大学へ研究員として派遣することが取り決められた。

高木助教授は同年福井大学に国内留学したが、福井大学に納付する研修料以外、一切の研究費が学園からは支給されないため、学会参加も自費に頼らざるを得ないような研究活動上困難な状況に置かれている。また、職場復帰について同氏の度重なる要求に対しても、学園側は努力の姿勢を示さないため、89年9月高木助教授は簡易裁判所に調停の申し立てを行った。しかし、和解後3年目を迎えた今年度も、学園側は、福井大学への国内留学を同氏に通告してきた。これは問題解決をいたずらに長びかせようとする学園側の意図といわざるを得ない。

この事件の本質は、学園経営者による教育・研究機関の私物化と大学自治の破壊、ならびに学問・思想の自由の否定と科学者の権利の侵害として見過ごすことができない。

われわれは、金井学園が「和解」にもとづき、その条項を誠実に履行し、高木助教授を一日も早く職場へ復帰させ、問題を解決することを強く要請するものである。

同時にわれわれは、高木助教授の職場復帰による早期解決のため、この事件の真相、本質を広く研究者および国民の中に知らせ、支援の輪を広め、運動を大きく発展させる決意をあらためて表明する。

1990年5月27日

日本科学者会議第25回定期大会